農林水産省補助事業

EU への混合食品の輸入 Q&A（仮訳）

2024 年 12 月 18 日版

（2026 年 10 月 15 日作成）

日本貿易振興機構（ジェトロ）

農林水産食品部　市場開拓課

この文書で引用されている連合規則は https://eur-lex.europa.eu/homepage.html より閲覧できます。

この文書は、情報提供のみを目的として作成されたものです。またこの文書は、欧州委員会による採択や、いかなる形での承認も受けていません。[Er1.1]
欧州委員会は、提供された情報の正確性を保証するものではなく、また、その情報の使用に対して責任を負うものではありません。したがって使用者には、この情報を使用する前に必要なあらゆる予防措置を講じ、完全に使用者自身の責任において行うことを推奨します。

本仮訳は、2024 年 12 月に欧州委員会健康・安全総局が公表したウェブサイトで公表された「EU への混合食品の輸入 Q&A」をジェトロが仮訳したものです。ご利用に当たっては、 原文もご確認ください。

IMPORT OF COMPISITE PRODUCTS INTO THE EU QUESTIONS & ANSWERS
2024 年 12 月 18 日版
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2026/420f739702083862/20241218_en.pdf

最新の状況については（2026 年 9 月 8 日版）をご参照下さい。
https://food.ec.europa.eu/document/download/caef7035-91fc-491a-a0b2-b40dad2ec43b_en?filename=ia_ic_composite-prods_qandas.pdf

【免責条項】本資料にて提供される情報等については、正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありませんので、当該情報等の採否は、お客様自身の判断、責任において行ってください。本資料での提供情報等に関連して、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ（及び本資料提供者）はお客様に対し一切の責任を負わないものとします。

目次

1. 一般

1.1. 混合食品とは何ですか？

1.2. 2021 年 4 月 21 日以降に EU に輸出される混合食品の分類に変更はありますか？

1.3. 温度管理を要する混合食品と常温保存可能な混合食品の違いは何ですか？

1.4. 混合食品ではないものは何ですか？

1.5. 動物性加工済原料が何パーセント含まれていたら混合食品に適用される規則の対象となりますか？

1.6. 2021 年 4 月 21 日以降の EU への混合食品の輸入に適用される規則の主な変更点は何ですか？

1.7. 私が製造する混合食品には、技術的な理由により動物性加工済原料が非常に少量含まれてしまいます。そのような場合でも混合食品に関連するすべての要件を満たす必要がありますか？

1.8. 菓子製品は混合食品ですか？

1.9. 混合食品に適用される法的要件はどこを参照すればいいですか？

1.10. 混合食品に現在適用されている動物性加工済原料の割合に基づく管理要件が変更されたのはなぜですか？

1.11. 「管理された温度」とはどういう意味ですか？

1.12. 私の混合食品が委員会規則（EU）2022/2292 の第 20 条に掲載されている複合分類表（CN）コードに該当しない場合はどうなりますか？

1.13. 私は動物由来の未加工製品と動物性加工済原料（つなぎ用アルブミンなど）に由来する工業原材料を混合しますが、これは混合食品を作ることとなりますか？

1.14. 混合食品に植物性加工済原料のみを含める必要がありますか？

1.15. 混合食品を製造するために動物由来の未加工製品を使用することはできますか？

1.16. 野菜を含む動物性加工済原料と、動物性加工済原料を含む混合食品をどのように区別すればよいですか？

1.17. 動物由来の未加工製品と植物性原料を混合した場合、混合食品を作ることとなりますか？

1.18. 動物性加工品に植物性化合物を加えています。このような最終製品は常に混合食品とみなされますか？

Copyright(C) 2026 JETRO. All rights reserved.

1.19. 私の製品は 100%植物由来の原材料から作られていますが、製造工程において加工助剤を必要とします。これは混合食品となるのでしょうか？

1.20. コーヒーカプセル製品は、カプセル内にコーヒーと乳製品の両方を含みます。これは混合食品とみなされますか？

1.21. 動物由来の原材料を含まない製品が混合食品と同じ工場（および同じ設備）で製造され、動物由来の原材料を微量に含む可能性がある場合、それらの製品は混合食品に分類されるのでしょうか？

1.22. 積替えされる混合食品に適用される規則は何ですか？

1.23. 常温保存可能な混合食品に魚由来のゼラチンが含まれています。この製品が EU に入域するための要件は何ですか？

1.24. 常温保存可能な混合食品に豚由来のゼラチン/コラーゲンが含まれています。この製品が EU に入域するための要件は何ですか？

1.25.私の施設では、乳製品と植物由来の原料からアイスクリームを製造しています。アイスクリームの製造に使用される粉ミルクは、私の施設で再加工されます。私の施設は EU の承認を受けるべきでしょうか？

1.26.私の施設では、動物性加工済原料（粉ミルクまたはその他の加工乳製品）からアイスクリームを製造し、植物由来の原料と混合しています。アイスクリームは混合食品に分類されます。私のアイスクリームが認定施設で製造されている場合、EU 市場で販売された時点で、製造された施設の ID マークを付けた方が良いでしょうか？

1.27. 常温保存可能な混合食品に反芻動物の骨に由来するゼラチン/コラーゲンが含まれています。この製品が EU に入域するための要件は何ですか？

2. 混合食品に含まれる動物性加工済原料の要件

2.1. 製造する混合食品に、任意の供給元からの動物性加工済原料を使用することはできますか？

2.2. EU 認定施設に由来する動物性加工済原料を混合食品で使用するように求められるのはなぜですか？

2.3. 私の国が第三国の EU 認定施設から水産物または加工水産物を輸入し、これらの製品を再加工して混合食品を製造する場合、それらの再加工施設は EU の承認を受ける必要がありますか？

2.4. 混合食品が野菜抽出物（植物由来）とごくわずかな量の水産物（または別の動物性加工済原料）で製造されている場合、混合食品を EU に輸出するためには、両方の施設が EU の承認を受ける必要がありますか？

Copyright(C) 2026 JETRO. All rights reserved.

2.5. 私の施設が第三国にあり、混合食品の製造に使用するために EU 認定施設から肉製品を調達している場合、製造される混合食品は EU への輸出が許可されますか？

2.6. 乳糖は動物性加工済原料と見なされますか？

2.7. 混合食品に含まれる動物性加工済原料を製造するすべての施設は、動物由来の原材料の割合に関係なく（含有量が 1%未満であっても）EU の承認を受ける必要がありますか？

2.8. 私の施設での混合食品の製造について、EU の承認を受けたとしてリストにはまだ掲載されていない私の国の食品加工施設から動物性加工済原料を購入したいと思います。これは可能ですか？そうでない場合、どうすればそれを可能にすることができますか？

2.9. 私の国は、EU 認定施設から調達した動物性加工済原料を含む、温度管理を要する混合食品を輸出したいと考えています。この混合食品を EU に輸出するには、他に何が必要ですか？

2.10. 混合食品に含まれる乳製品または卵製品に適用される動物衛生上の義務はありますか？

2.11. 私の国は、EU 認定施設から調達した動物性加工済原料で作られた肉を含む常温保存可能な混合食品を輸出したいと考えています。この混合食品を EU に輸出するには、他に何が必要ですか？

2.12. 私の混合食品は、その製品を EU に輸出する資格のある別の第三国から調達した動物性加工済原料で作られています。私の国は承認された残留物質モニタリング計画を有する必要がありますか？

2.13. 動物由来の食品添加物は動物性加工済原料ですか？また、当該食品添加物を植物製品に使用することで混合食品となる場合がありますか？

2.14. 食品用のラノリンの製造に関して、EU 認定施設は存在しません。混合食品に使用する、ラノリン由来のビタミン D をどのように調達すれば良いでしょうか？

2.15. 混合食品に使用しているウシの脱繊維血液由来のアルブミンは、肉製品と見なされますか？

2.16. 動物性加工済原料として、加工されたハチミツのみを含む製品（例：朝食シリアル）の要件は何でしょうか？

2.17. 植物由来の製品（例：朝食用シリアル）から作られ、動物性原料としてハチミツのみを含む食品の要件は何でしょうか？

2.18. マヨネーズなどの混合食品の一般的な原材料である乾燥卵黄を含む混合食品を輸入する際の適切な熱処理要件は何でしょうか？

Copyright(C) 2026 JETRO. All rights reserved.

2.19. 私の混合食品には、唯一の動物性加工済原料としてビタミン D3 が含まれています。このような混合食品を EU に輸出するのに、どのような要件がありますか？

3. 混合食品の原産国に適用される要件

3.1. 私の国は、EU 認定施設から調達した動物性加工済原料で作られた肉を含まない常温保存可能な混合食品を輸出したいと考えています。この混合食品を EU に輸出するには、他に何が必要ですか？

3.2. 私の国は、ハチミツを EU に輸出することのみ認められています。私は常温保存可能な混合食品を EU に輸出することができますか？

3.3. 私の国は水産物を EU に輸出することを認められています。私は肉製品または初乳製品を含まない常温保存可能な混合食品を EU に輸出することができますか？

3.4. 私の国は水産物を EU に輸出することを認められています。私は肉を含む常温保存可能な混合食品を EU に輸出することができますか？

3.5. 私の国は肉製品を EU に輸出することを認められています。私は乳製品を含む温度管理を要する混合食品を EU に輸出することができますか？

3.6. 私の混合食品に含まれる動物性加工済原料が EU 認定施設に由来するものである限り、どのような混合食品も EU に輸出できますか？

3.7. 第三国が EU 認定施設に由来する乳製品を使用してアイスクリームを製造する場合、2021 年 4 月 21 日以降にそのようなアイスクリームを輸出することはできますか？

3.8. 第三国が乳製品、水産物、または卵製品を EU に輸出することを認められている場合、最終的な混合食品に含まれる動物性加工済原料が EU 認定施設に由来するものであれば、この国は、この国が輸出を認められている動物性加工済原料に関係なく、常温保存可能な混合食品を EU に輸出する資格がありますか？

3.9. 私の国は混合食品を輸出したいと思っています。残留物質に関する要件は何ですか？

3.10. 私の第三国は、水産物を EU に輸出することを認められた第三国のリストにあり、承認を受けた（水産養殖由来の）水産物の薬理的活性物質、農薬および汚染物質の管理計画を有していますが、乳製品/卵製品の管理計画はありません。私の第三国が、常温保存可能な混合食品に含まれる乳製品または卵製品を EU 加盟国または別のリスト掲載第三国の EU 認定施設から調達している場合、私の第三国はそのような混合食品を EU に輸出する資格がありますか？

3.11. EU が第三国で混合食品を製造している施設をリスト化する予定はありますか？

3.12. 私の国で製造された常温保存可能な混合食品に含まれるすべての動物性加工済原料が、EU 加盟国、またはリスト掲載第三国にある EU 認定施設から調達されている場合、私の国も実施規則（EU）2021/405 の附属書 I のリストに掲載されている必要がありますか？

Copyright(C) 2026 JETRO. All rights reserved.

3.13. 私の国が別の国から動物性加工済原料の調達を許可されたものとして、委員会実施規則（EU）2021/405 の附属書 I のリストに掲載されるための手順はどのようなものですか？

3.14. EU は、混合食品を EU に輸出することを認められた第三国の特定のリストを作成しますか？

3.15. 私の国が、どの原料品についても委員会実施規則（EU）2021/405 の附属書 I のリストに掲載されていない場合、かかる規則に既に掲載されている他の第三国から動物性加工済原料を含む混合食品を輸出することができますか？

3.16. 私の国は、実施規則（EU）2021/405 の附属書 I に、牛乳に関して「〇」として掲載されています。私の国は、乳製品を含む温度管理を要する混合食品を EU に輸出できますか？

4. EU への輸入時に混合食品に添付する証明書等

4.1. 肉製品を含まない常温保存可能な混合食品には、常に自己宣誓書が必要ですか？宣誓書を定期的に添付することは可能ですか？

4.2. 混合食品に添付する文書には誰が署名する必要がありますか？

4.3. 肉製品を含まない常温保存可能な混合食品に添付する自己宣誓書を誰が検査しますか？この検査はどこで行われますか？

4.4. 混合食品に添付する自己宣誓書がない場合の罰則は何ですか？

4.5. 実施規則（EU）2020/2235 は、混合食品の EU への輸入に関する動物衛生/公的証明書の様式を定めています。生鮮肉（または肉の調製品）を含み、加工動物製品を含まない温度管理を要する混合食品の場合、どのように認証されるべきですか？

4.6. ゼラチンを含む常温保存可能な混合食品を EU に輸出したいと考えています。製品にはどのような衛生証明書を添付する必要がありますか？

4.7. 私の国は、ゼラチン（またはコラーゲンまたは高度精製品）および他の肉製品を含み温度管理を要する混合食品を EU に輸出したいと考えています。この場合、どの証明書が必要ですか？

4.8. 私の国は、規則（EU）2021/630 に掲載されている混合食品を EU に輸出しています。この場合、どのような証明書等を添付しなければなりませんか？

4.9. 自己宣誓書は TRACES システムにアップロードする必要がありますか？

4.10. 自己宣誓書は国境管理所において書類として提供する必要がありますか？

4.11. 自己宣誓書は電子署名で署名することが可能ですか？

4.12. 自己宣誓書において、牛乳を製造する牧場が EU 内に所在する場合でも、牧場の識別コードを記載する必要がありますか？

Copyright(C) 2026 JETRO. All rights reserved.

4.13. 自己宣誓書を必要とする混合食品について、混合食品に含まれる乳製品原材料の公的証明書により、自己宣誓書を補う必要がありますか？

4.14. ゼラチンを含む混合食品には公的証明書が必要ですか？

4.15. 知的財産保護という観点で、混合食品に含まれる原材料の割合に関する情報を自己宣誓書にまとめて記載することは可能ですか？

4.16. 自己宣誓書は製品ごとに必要ですか？貨物ごとに必要ですか？

4.17. ある混合食品が混合食品のみから製造されている場合、原料となる混合食品を自己宣誓書に記載する必要がありますか？

4.18. 私の混合食品は常温保存可能で肉製品を含みません。また、低リスク食品としてリストに掲載されています。動物衛生リスクが適切な低減措置により対応されていることを担保する証明書を提示する必要がありますか？

4.19. 混合食品の商用サンプルや展示品、試食用に輸入された商用サンプル、動物性加工済原料を含む実験用サンプルについて、第三国から EU に輸入/輸出する際の義務は何ですか？自己宣誓書は貨物ごとに必要ですか？

4.20. 常温保存可能で肉類を含まない、CN コード 1806 に分類されるチョコレート菓子で、EU で製造されて第三国に輸出され、そこで保管されたのちに EU に再輸出されるものは、自己宣誓書のみが必要になるということでよいでしょうか？

4.21. 動物性精製油脂を含む混合食品に公的証明書を要求することは正しいでしょうか？

4.22. 積替えされる混合食品にも自己宣誓書や証明書が必要ですか？例えば、第三国からの混合食品が EU の税関管理下にある倉庫に保管された後、EU 加盟国のどの国でも流通/販売されずに第三国に再輸出されるような場合です。

4.23. 国境管理所での検査が免除される混合食品の場合、いつまで自己宣誓書を保管する必要がありますか？

4.24. 自己宣誓書に署名する食品輸入事業者の代表者は、EU 域内で法的に設立されている必要がありますか？

4.25. ウシ/ブタのゼラチンを含む菓子類は、自己宣誓書が必要ですか？

4.26. 委員会委任規則（EU）2021/630 で国境管理が免除されている混合食品および消費者に直接送付される混合食品は、自己宣誓書が必要ですか？

4.27. 輸出前に様々な混合食品を混ぜて同一パッケージにして輸出しています。混合食品ごとに異なる宣誓書を作成する必要がありますか？

4.28. 常温保存可能な混合食品の貨物が分割され、異なる EU 加盟国に配送される場合、自己宣誓書は異なるロットごとに添付すべきでしょうか？また、自己宣誓書は、出荷先の EU 加盟国の言語に翻訳されるべきでしょうか？

Copyright(C) 2026 JETRO. All rights reserved.

4.29. 車両のナンバープレートや船舶の詳細は、自己宣誓書に記入するよう求められていますか？

4.30. 混合食品を製造している施設が EU 認定を受ける必要がない場合、温度管理が必要な混合食品に添付される証明書の 1.11 欄にはどのように記入すればよいでしょうか？

4.31. EU に入域する、または EU を通過する予定の混合食品に添付しなければならない証明書のパート I の I.27 欄「貨物の詳細」には、関連して何が記載されることになっていますか？

5. 国境での管理

5.1. EU 輸入時に公的管理の対象となる混合食品はどれですか？

5.2. EU 国境での公的管理が免除となる混合食品のリストは更新されますか？

5.3. 自己宣誓書を添付する必要のあるすべての混合食品は、国境での公的管理が免除されていますか？

5.4. 質問を削除しました。

5.5. 肉類を含まない常温保存可能な混合食品の国境における検査の頻度はどの程度になりますか？

Copyright(C) 2026 JETRO. All rights reserved.

2024年12月18日版[1]からの変更点

更新された質問

– 1.9; 1.12; 1.24

– 2.5; 2.11; 2.16; 2.17; 3.2; 3.10

– 4.1; 4.6

追加された質問

– 1.26

– 1.27

– 3.16

削除された質問

– 5.4

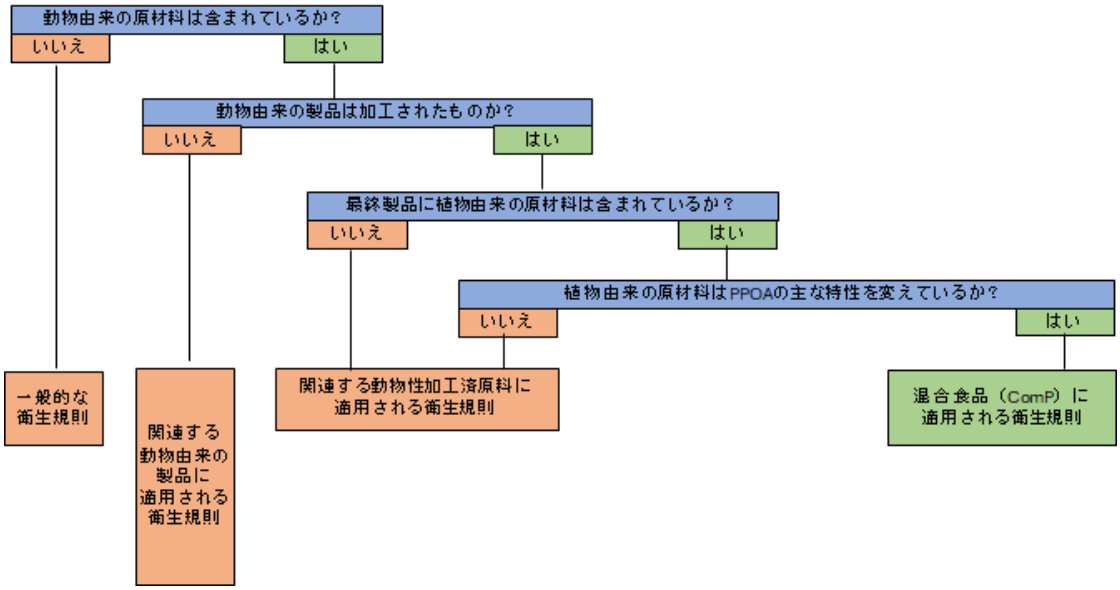
[1] 【ジェトロ注釈】原文では「CHANGES COMPARED TO VERSION OF 18 December 2024」と記載されていますが、本書の版の日付も同日付です。

Copyright(C) 2026 JETRO. All rights reserved.

1. 一般

1.1. 混合食品とは何ですか？

混合食品は、動物性加工済原料と植物性原料の両方を含む食品です。混合食品、動物性加工済原料（PPAO）、および誤って混合食品と見なされる可能性のある製品を区別するのことが重要です。その判断はケースバイケースでなされるべきですが、以下の決定木（決定フロー）は最初の評価に役立ちます。



1.2. 2021 年 4 月 21 日以降に EU に輸出される混合食品の分類に変更はありますか？

はい。欧州委員会委任規則（EU）2022/2292 の第 20.2 条は、混合食品の 3 つのカテゴリーを定めています。

(1) 温度管理を要する混合食品

(2) ゼラチン、コラーゲンおよび高度に精製された製品を除いたあらゆる量の初乳製品または肉製品を含む常温保存可能な混合食品

(3) ゼラチン、コラーゲンおよび高度に精製された製品を除いた初乳製品または肉製品を含まない常温保存可能な混合食品。[2]

[2] 【ジェトロ注釈】2026 年 9 月 8 日版「(4) shelf-stable composite products that only contain PPOAO or composite products that fall under the scope of Regulation (EC) No 1332/2008, Regulation (EC) No 1333/2008, Regulation (EC) No 1334/2008, or that only contain vitamin D3. 13 The Commission Notice on the implementation of requirements for composite products (1) adds another category: (5) shelf-stable composite products that contain products of animal origin other than colostrum-based products or meat products, for which NO requirements are laid down in Annex III to Regulation (EC) No 853/2004.」と追記されました。

Copyright(C) 2026 JETRO. All rights reserved.

原産国の要件および混合食品に添付する証明書等は、それらのカテゴリーによって異なります。ただし、混合食品に含まれる動物性加工済原料に適用される要件は、3 つのカテゴリーで同じです。

1.3. 温度管理を要する混合食品と常温保存可能な混合食品の違いは何ですか？

温度管理を要する混合食品は、管理された温度下で搬送または保管される必要があります。常温で保存ができる常温保存可能な混合食品には当てはまりません。

1.4. 混合食品ではないものは何ですか？

規則（EC）No 852/2004 の第 2 条（1）（m）で定義されているように動物性加工済原料の加工中に植物性原料を添加することは、結果として得られる食品が必然的に混合食品の定義に含まれることを意味するわけではありません。そのような添加が当該動物性加工済原料の主な特性を変更しない場合、この動物性加工済原料は混合食品ではありません。特別な特性を追加したり、動物由来の製品の製造に必要であったりすることのみが、追加することの目的と考えられます（規則（EC）No 852/2004 の第 2 条（1）（o））。

たとえば、ハーブを加えたチーズやフルーツを加えたヨーグルトは乳製品のままです。同様に、植物油が加えられた缶詰のマグロは水産物のままです。これらの食品は、規則（EC）No 853/2004 に従って認定された施設で製造する必要があります。

1.5. 動物性加工済原料が何パーセント含まれていたら混合食品に適用される規則の対象となりますか？

混合食品に適用される規則の対象となるのは、食品が植物性原料と動物性加工済原料の両方で作られている場合です。混合食品に含まれる動物性加工済原料の割合は関係ありません。

1.6. 2021 年 4 月 21 日以降の EU への混合食品の輸入に適用される規則の主な変更点は何ですか？

混合食品に求められる輸入要件は、混合食品に含まれる動物性加工済原料の割合ではなく、動物由来の原材料に関連する動物衛生上または公衆衛生上のリスク、および混合食品を管理された温度で輸送または保管する必要性の有無に基づいたものとなります。

1.7. 私が製造する混合食品には、技術的な理由により動物性加工済原料が非常に少量含まれてしまいます。そのような場合でも混合食品に関連するすべての要件を満たす必要がありますか？

はい。混合食品に適用される規則を決定する場合、混合食品に含まれる動物由来の原材料の割合は関係ありません。

1.8. 菓子製品は混合食品ですか？

必ずしも混合食品とは限りません。植物性原料と動物性加工済原料の両方を含む菓子製品のみが混合食品となります。

Copyright(C) 2026 JETRO. All rights reserved.

1.9. 混合食品に適用される法的要件はどこを参照すればいいですか？

混合食品の製造に関する衛生要件は、規則（EC）No 852/2004 の第 3 条から第 6 条に定められています。

混合食品の輸入に適用される要件は、委員会委任規則（EU）2022/2292 の第 5 条から第 8 条と第 20 条から第 22 条、ならびに委員会委任規則（EU）2020/692 の第 162 条および第 163 条に定められています。

カテゴリーに応じて混合食品に添付しなければならない証明書および自己宣誓書の様式は、委員会実施規則（EU）2020/2235 の附属書 III の第 50 章および附属書 V にそれぞれ規定されています。

EU への輸入が許可された混合食品に関する第三国リストは、混合食品の特性および組成によって異なります。関連するリスト（混合食品に含まれる動物性加工済原料に基づく）は、委員会実施規則（EU）2021/405 の附属書に掲載されています。また、欧州委員会実施規則（EU）2021/405 の附属書 I では、動物性加工済原料が最終的に混合食品に含まれる場合における加工済原料中の残留物のモニタリングに関する、混合食品を輸出する国の能力も条件としています。

リスクが低い混合食品の場合、委員会委任規則（EU）2021/630 は、国境管理所でのこれらの混合食品の公的管理の免除を認めています。このような混合食品に対する公的管理は、仕向地、自由流通開始地点、または混合食品の貨物に責任を有する事業者の倉庫または施設で実施されるはずです。

1.10. 混合食品に現在適用されている動物性加工済原料の割合に基づく管理要件が変更されたのはなぜですか？

混合食品の規則は、常温保存性や動物衛生リスクをもたらす製品中の初乳製品および肉製品の存在などの原則に基づき、より「リスクに基づくアプローチ」で変更されました。このアプローチは、混合食品の有するリスクに関する 2012 年の EFSA 意見の結論を考慮に入れています[3]

1.11. 「管理された温度」とはどういう意味ですか？

「管理された温度」とは、常温での輸送および保管に向かない方法で製品が製造されていることを意味します。

例えば、液状のミルクチョコレートを高温条件下で輸送する場合など、品質を維持するため、または、技術的な理由により、常温保存可能な混合食品を、管理された温度で保管または輸送することを選択した場合、温度が 0℃を下回らない限り、常温保存可能な混合食品の要件は引き続き適用されます。このような場合には、これらの混合食品を常温保存できない混合食品と明確に区別するために、そのような管理された温度が必要と

[3] EFSA ジャーナル 2012; 10(5):2662 Scientific Opinion on Public health risks represented by certain composite products containing food of animal origin

Copyright(C) 2026 JETRO. All rights reserved.

なる理由を説明することが重要です。自己宣誓書には、そのような内容を含めることができます。

1.12. 私の混合食品が委員会規則（EU）2022/2292 の第 20 条に掲載されている複合分類表（CN）コードに該当しない場合はどうなりますか？

CN コードのリストは、必要に応じて更新されます。委員会規則（EU）2022/2292 の第 20 条で指定されている CN コードにリストされていない混合食品については、同規則の要件は適用されません。混合食品が第 20 条にリストされている CN コードの対象とならない場合、その混合食品に含まれる動物性加工済原料は、規則（EC）853/2004 の第 6 条（4）に準拠していなければなりません。

1.13. 私は動物由来の未加工製品と動物性加工済原料（つなぎ用アルブミンなど）に由来する工業原材料を混合しますが、これは混合食品を作ることとなりますか？

いいえ。最終製品は、以下の 2 つの理由から、混合食品ではありません。1）植物性原料が含まれていないこと、2）動物由来の未加工製品が含まれていること

1.14. 混合食品に植物性加工済原料のみを含める必要がありますか？

いいえ。混合食品には、植物性原料と動物性加工済原料の両方が含まれますが、混合食品の製造に植物性加工済原料のみを使用する必要はありません。

1.15. 混合食品を製造するために動物由来の未加工製品を使用することはできますか？

動物由来の製品の加工が最終製品の製造の一部である限り、動物由来の未加工製品から混合食品の製造を開始することができます。その場合、混合食品を製造する施設は、規則（EC）No 853/2004 に従って認定される必要があります。

混合食品の原材料として使用されている動物性加工済原料を、混合食品を実際に製造する前に、施設内で再加工する場合も同様です。

1.16. 野菜を含む動物性加工済原料と、動物性加工済原料を含む混合食品をどのように区別すればよいですか？

動物性加工済原料に植物性原料を添加することは、結果として得られる食品が規則（EC）No 853/2004 の第 1 条（2）に該当すること、あるいは混合食品の定義に含まれることを必然的に意味するわけではありません。そのような添加が当該動物性加工済原料の主な特性を変更しない場合、動物性加工済原料は混合食品ではありません。たとえば、ハーブを加えたチーズやフルーツを加えたヨーグルトは乳製品のままです。これらは、規則（EC）No 853/2004 に従って製造される必要があります。

これは、さまざまな製品配合の使用を考慮してケースバイケースで判断する必要があります。疑わしい場合、事業者は製品が混合食品であるかどうかを国境管理所の担当者に結論付けてもらうために、詳細情報を提供する必要があります。決定を裏付けるため、製品が現物検査の対象となる場合があります。

Copyright(C) 2026 JETRO. All rights reserved.

1.17. 動物由来の未加工製品と植物性原料を混合した場合、混合食品を作ることとなりますか？

いいえ。動物由来の未加工製品が含まれているため、これは混合食品ではありません。

1.18. 動物性加工品に植物性化合物を加えています。このような最終製品は常に混合食品とみなされますか？

必ずしも混合食品とは限りません。規則（EC）No 852/2004 の第 2 条（1）（m）で定義されているように動物性加工済原料の加工中に植物性原料を添加することは、結果として得られる食品が必然的に混合食品の定義に含まれることを意味するわけではありません。そのような添加が当該動物性加工済原料の主な特性を変更しない場合、最終製品は混合食品ではありません。

1.19. 私の製品は 100%植物由来の原材料から作られていますが、製造工程において加工助剤を必要とします。これは混合食品となるのでしょうか？

いいえ、EU の定義によれば、製造工程中に使われていても製品に残ることはないとされるため、混合食品とはなりません。

1.20. コーヒーカプセル製品は、カプセル内にコーヒーと乳製品の両方を含みます。これは混合食品とみなされますか？

これらが同じカプセルに含まれる場合、混合食品となるため、混合食品に関する規則を遵守すべきです。コーヒーカプセルがコーヒー用と乳製品用の 2 つのカプセルに分かれている場合、コーヒーカプセルはもはや混合食品とはみなされません。この場合、乳製品成分は他の乳製品とみなされるため、その原材料に関する規則を遵守すべきです。

1.21. 動物由来の原材料を含まない製品が混合食品と同じ工場（および同じ設備）で製造され、動物由来の原材料を微量に含む可能性がある場合、それらの製品は混合食品に分類されるのでしょうか？

いいえ、クロスコンタミネーション（交叉汚染）を理由に混合食品とみなされることはありません。いかなる場合でも適正製造規範が適用され、そのような汚染を避ける必要があります。

1.22. 積替えされる混合食品に適用される規則は何ですか？

このような混合食品は欧州市場向けではなく、また、EU に入域されないため、混合食品の EU への入域に関する要件はまったく適用されません。しかし、動物衛生上の理由から、常温保存可能でないか、または常温保存可能であっても初乳製品や肉製品（ゼラチン、コラーゲンまたは高度精製品を除く）を含む混合食品には、一定の保証を付さなければなりません。そのため、委員会実施規則（EU）2020/2235 の附属書 III の第 52 章に規定される動物衛生証明書の様式を使用する必要があります。

1.23. 常温保存可能な混合食品に魚由来のゼラチンが含まれています。この製品が EU に入域するための要件は何ですか？

Copyright(C) 2026 JETRO. All rights reserved.

当該製品に初乳製品や肉製品が含まれていない場合、当該混合食品は、ゼラチン、コラーゲンまたは高度精製品以外の初乳製品や肉製品を含まない常温保存可能な混合食品に適用される要件を満たす必要があります。これらの要件は欧州委員会のウェブサイトにまとめられています。詳しくは、Special EU import conditions for composite products | Food Safety (europa.eu)を参照してください。

ゼラチン（魚由来）の原産地は、混合食品を製造する第三国の要件に影響することに注意する必要があります。魚のゼラチンは肉製品ではないので、製造国は肉製品の第三国リストに掲載される必要はなく、混合食品に含まれているかどうかに関わらず、残留物質に関する事項も含めて、肉製品、水産物、乳製品または卵製品のいずれかの第三国リストに掲載されていることが必要です。

1.24. 常温保存可能な混合食品に豚由来のゼラチン/コラーゲンが含まれています。この製品が EU に入域するための要件は何ですか？

混合食品に他の肉製品や初乳製品が含まれていない場合、当該混合食品は、コラーゲン、ゼラチンまたは高度精製品以外の肉製品を含まない常温保存可能な混合食品に適用される要件を満たす必要があります。詳しくは、欧州委員会の専用ウェブサイト Special EU import conditions for composite products | Food Safety (europa.eu)を参照してください。

混合食品に含まれる動物性加工済原料は、当該動物性加工済原料を EU に輸出することが認められている国に所在する、EU 認定施設で製造されたものでなければなりません。

混合食品を製造する第三国は、混合食品に含まれる肉製品についての第三国リストに掲載されていなければなりません。この場合、委員会実施規則（EU）2021/405 の関連する附属書に基づき、ゼラチン/コラーゲンについての第三国リストに掲載されていなければなりません。さらに、当該第三国は EU の承認を受けた残留物質モニタリング計画（動物性加工済原料の元となる種/商品）を有し、委員会実施規則（EU）2021/405 の附属書 I のリストに掲載されていなければなりません。ただし、ゼラチン、コラーゲンおよび高度精製品の残留物質に関しては、そのような要件はありません。さらに、EU 域内に入域するためには、混合食品に自己宣誓書を添付する必要があります。

1.25.私の施設では、乳製品と植物由来の原料からアイスクリームを製造しています。アイスクリームの製造に使用される粉ミルクは、私の施設で再加工されます。私の施設は EU の承認を受けるべきでしょうか？

はい。混合食品を製造する施設で、混合食品（ここではアイスクリーム）の製造のために動物由来の原材料（ここでは乳製品）を混合する前に、施設内で動物由来の原材料を加工または再加工する施設は、EU の承認を受けなければなりません。

Copyright(C) 2026 JETRO. All rights reserved.

1.26. 私の施設では、動物性加工済原料（粉ミルクまたはその他の加工乳製品）からアイスクリームを製造し、植物由来の原料と混合しています。アイスクリームは混合食品に分類されます。私のアイスクリームが認定施設で製造されている場合、EU 市場で販売された時点で、製造された施設の ID マークを付けた方が良いでしょうか？

アイスクリームが混合食品に分類されることを考慮すると、EU の内外を問わず、認定施設で製造されていても、規則(EC) No 853/2004 の対象にはなりません。従って、ID マークを付ける必要はありません。[4]

1.27. 常温保存可能な混合食品に反芻動物の骨に由来するゼラチン/コラーゲンが含まれています。この製品が EU に入域するための要件は何ですか？

混合食品に他の肉製品や初乳製品が含まれていない場合、当該混合食品は、コラーゲン、ゼラチンまたは高度精製品以外の肉製品を含まない常温保存可能な混合食品に適用される要件を満たす必要があります。詳しくは、欧州委員会の専用ウェブサイト Special EU import conditions for composite products | Food Safety (europa.eu)を参照してください。

混合食品に含まれる動物性加工済原料は、当該動物性加工済原料を EU に輸出することが認められている国に所在する、EU 認定施設で製造されたものでなければなりません（残留物質モニタリングの義務に関する事項を含む）。

混合食品を製造する第三国は、混合食品に含まれる肉製品についての第三国リストに掲載されていなければなりません。この場合、委員会実施規則（EU）2021/405 の関連する附属書に基づき、ゼラチン/コラーゲンについての第三国リストに掲載されていなければなりません。さらに、当該第三国は EU の承認を受けた残留物質モニタリング計画（動物性加工済原料の元となる種/商品）を有し、委員会実施規則（EU）2021/405 の附属書 I のリストに掲載されていなければなりません。ただし、ゼラチン、コラーゲンおよび高度精製品の残留物質に関しては、そのような要件はありません。

この場合、ゼラチン/コラーゲンが反芻動物の骨に由来するため、BSE に関する EU 法は反芻動物由来の製品（規則（EC）No 999/2001 の附属書 IX 第 D 章第 B 項）に対して公的証明書を要求していることから、実施規則（EU）2020/2235 の附属書 III の第 50 章に掲載されている証明書 COMP に基づく公的証明書を提供する必要があります。

[4] 【ジェトロ注釈】2026 年 9 月 8 日版にて「To be noted: the classification of an ice cream depends on its composition. If made of a mixture of dairy products and products of plant origin, it is a composite product. If the product consists of dairy products, it should be classified as a dairy product, then it is subject to Regulation (EU) No 853/2004 and the application of the ID mark is required.と追記されました。

Copyright(C) 2026 JETRO. All rights reserved.

2. 混合食品に含まれる動物性加工済原料の要件

混合食品に含まれる動物性加工済原料に関する一般的な規則は、次のように要約できます。

混合食品に含まれる**動物性加工済原料**は、規則（EC）No 852/2004 に規定されている食品衛生に関する一般的な規則、また関連する場合には、規則（EC）No 853/2004 に定められている動物由来の食品の衛生に関する特別規則に準拠していなければなりません。さらに、委員会委任規則（EU）2020/692 に定められている関連する動物衛生に関する要件が適用され、これを遵守すべきとされています。

混合食品に含まれる動物性加工済原料が規則（EC）No 853/2004 の附属書 III に規定されている特定の要件の対象となる場合、混合食品に含まれる動物性加工済原料を製造する**施設**は、EU の承認を受けなければなりません。

混合食品に含まれる動物性加工済原料の**原産地である第三国**は、関連する EU リスト（委員会実施規則（EU）2021/404 または（EU）2021/405 に規定されている）に掲載されていなければなりません。さらにかかる第三国は残留物質に関して、委員会実施規則（EU）2021/405 の附属書 I に掲載されていなければなりません。動物衛生上の理由から、動物性加工済原料は、以下のいずれかから入手したものでなければなりません。

(1) 当該混合食品を製造する第三国リスト掲載国内

(2) EU 内

(3) 特定のリスク軽減処理を受けずにそれらの製品を EU へ輸入するためのリストに掲載されている第三国内（ただし、混合食品が製造される第三国も同じ条件で EU への輸入が認められている場合に限る）

2.1. 製造する混合食品に、任意の供給元からの動物性加工済原料を使用することはできますか？

いいえ。2006 年から適用されている規則（EC）No 853/2004 の第 1 条（2）において、混合食品の調製に使用される動物性加工済原料は、当該規則に定められている要件に従って取得および処理される必要があることを明確に規定しています。これは、動物性加工済原料が、EU 加盟国または第三国のいずれかにある EU 認定施設から調達される必要があることを意味します。これらの第三国は、関連する EU のリストに掲載されている必要があり、施設は第三国の管轄当局によって EU 衛生規則に準拠しているとして承認され、欧州委員会の貿易管理・専門家システム（TRACES）に正式に登録されている必要があります。さらに、当該第三国は委員会実施規則（EU）2021/405（承認された薬理的活性物質、農薬および汚染物質の管理計画）の附属書 I に掲載されている必要があります。

Copyright(C) 2026 JETRO. All rights reserved.

2.2. EU 認定施設に由来する動物性加工済原料を混合食品で使用するように求められるのはなぜですか？

これは 2006 年から適用されている既存の要件です。規則（EC）No 853/2004 は混合食品をその範囲から除外していますが、そのような製品は EU 認定施設からの動物由来の原材料でのみ製造できることを明確にしています。

2.3. 私の国が第三国の EU 認定施設から水産物または加工水産物を輸入し、これらの製品を再加工して混合食品を製造する場合、それらの再加工施設は EU の承認を受ける必要がありますか？

はい、必要です。この要件は、委員会委任規則（EU）2022/2292 の第 5 条に規定されています。混合食品の製造での使用よりも前に、当該施設において魚の原材料が加工あるいは再加工される場合は、加工施設としての承認が必要になります。

混合食品に使用される動物由来の原材料に関するこのような加工あるいは再加工は、混合食品の製造/組立に必要な加工と区別されるべきです。

2.4. 混合食品が野菜抽出物（植物由来）とごくわずかな量の水産物（または別の動物性加工済原料）で製造されている場合、混合食品を EU に輸出するためには、両方の施設が EU の承認を受ける必要がありますか？

いいえ。この場合、動物性加工済原料を製造している施設のみが EU の承認を受け、欧州委員会の貿易管理・専門家システム（TRACES）に登録されている必要があります。

委員会規則（EU）2022/2292 の第 5 条に詳述されている商品の貨物を発送、取得、または調整する施設は、規則（EU）2017/625 の第 127 条（3）（e）の（ii）および（iii）に従って作成され、最新の状態に保たれるリストに掲載されます。

2.5. 私の施設が第三国にあり、混合食品の製造に使用するために EU 認定施設から肉製品を調達している場合、製造される混合食品は EU への輸出が許可されますか？

温度管理が必要な混合食品の場合、混合食品を製造する施設が所在する国は、混合食品に含まれるすべての動物性加工済原料を EU に輸出することが認められている必要があります。

常温保存可能であり、肉製品が含まれている混合食品の場合、混合食品を製造する施設が所在する第三国は、混合食品に含まれる肉製品を EU に輸出することが認められていなければなりません。

混合食品に含まれる肉製品の調達は、そのような肉製品の原産国における残留物質モニタリングおよび動物衛生状態に関する追加的証明の提示を条件としています。

残留物質については、混合食品が製造されている第三国が、混合食品に含まれる動物由来の各製品に関して委員会実施規則（EU）2021/405 の附属書 I のリストに掲載されている必要があります。委員会実施規則（EU）2021/405 の附属書 I のリストに既に掲載されている第三国から動物性加工済原料を調達する場合、混合食品が製造される第三国

Copyright(C) 2026 JETRO. All rights reserved.

は、当該動物性加工済原料を調達する意向を示して当該決定に掲載されるよう、その意向を書面で欧州委員会に通知しなければなりません。

さらに、そのような混合食品は、混合食品に含まれる動物性加工済原料が、委員会委任規則（EU）2020/692 に規定されている EU への動物性加工済原料の輸入に関するすべての動物衛生要件を満たしている場合、かつそれら（動物性加工済原料）が次のいずれかから入手されている場合にのみ EU に輸入できます。

a) 当該混合食品を製造する第三国リスト掲載国内

b) EU 内

c) 特定のリスク軽減処理を受けずにそれらの製品を EU へ輸入するためのリストに掲載されている第三国内（ただし、混合食品が製造される第三国も同じ条件で EU への輸入が認められている場合に限る）

2.6. 乳糖は動物性加工済原料と見なされますか？

はい。これは動物性加工済原料であるため、EU 認定施設から調達する必要があり、乳製品の EU への輸出が許可されている第三国に由来する必要があります。乳糖の由来となる生乳は残留物質モニタリングの対象であり、当該第三国は牛乳に関して委員会実施規則（EU）2021/405（承認された薬理的活性物質、農薬および汚染物質の管理計画）の附属書 I に掲載されている必要があります。

2.7. 混合食品に含まれる動物性加工済原料を製造するすべての施設は、動物由来の原材料の割合に関係なく（含有量が 1%未満であっても）EU の承認を受ける必要がありますか？

はい。規則（EC）No 853/2004 の附属書 III に特定の要件が規定されている各動物性加工済原料は、混合食品に含まれる割合に関係なく、EU 認定施設で製造されたものでなければなりません。これは、EU の食品衛生法（規則（EC）No 853/2004）が適用されるようになった 2006 年から義務付けられています。

2.8. 私の施設での混合食品の製造について、EU の承認を受けたとしてリストにはまだ掲載されていない私の国の食品加工施設から動物性加工済原料を購入したいと思います。これは可能ですか？そうでない場合、どうすればそれを可能にすることができますか？

それは可能ではありません。混合食品の製造に使用する予定の動物性加工済原料の貨物を発送、入手、または調整する施設は、EU に輸出するために、まず自国の管轄当局によって承認される必要があります。この要件は、規則（EC）No 853/2004 に規定されており、2006 年から適用されています。

施設を承認するために、管轄当局は、事業者が EU 規則に従って動物由来の製品を生産できることを確認するために、施設を検査する必要があります。当該施設が要件を満たすことを確認した場合、管轄当局は欧州委員会に通知する必要があり、その後、当該施設は欧州委員会の貿易管理・専門家システム（TRACES）に登録されます。

Copyright(C) 2026 JETRO. All rights reserved.

2.9. 私の国は、EU 認定施設から調達した動物性加工済原料を含む、温度管理を要する混合食品を輸出したいと考えています。この混合食品を EU に輸出するには、他に何が必要ですか？

温度管理を要する混合食品は、それらの混合食品に含まれる各動物性加工済原料が、EU への輸入が許可されている第三国に由来するものである場合にのみ、EU に輸入することができます。

動物性加工済原料の原産国である第三国は、残留物質に関して、委員会実施規則（EU）2021/405 の附属書 I のリストにも掲載されなければなりません。

さらに、そのような混合食品は、混合食品に含まれる動物性加工済原料が、委員会委任規則（EU）2020/692 に規定されている動物由来の製品の EU への輸入に関連するすべての動物衛生要件を満たしている場合にのみ EU に輸入できます。このような動物性加工済原料は、混合食品が製造される第三国、EU、または特定のリスク軽減処理を行うことなくそれらの動物性加工済原料の EU への輸入が許可されている第三国（ただし、混合食品が製造される第三国も同じ条件で EU への輸入が許可されている場合に限る）のいずれかから入手されている必要があります。

2.10. 混合食品に含まれる乳製品または卵製品に適用される動物衛生上の義務はありますか？

はい、あります。

温度管理を要する混合食品は、それらの混合食品に含まれる各動物性加工済原料の EU への輸入が許可されている第三国に由来するものである場合にのみ、EU に輸入することができます。さらに、そのような混合食品は、混合食品に含まれる動物性加工済原料が、委員会委任規則（EU）2020/692 に規定されている動物由来の製品の EU への輸入に関連するすべての動物衛生要件を満たしている場合にのみ EU に輸入できます。このような動物性加工済原料は、混合食品が製造される第三国、EU、または特定のリスク軽減処理を行うことなくそれらの動物性加工済原料の EU への輸入が許可されている第三国（ただし、混合食品が製造される第三国も同じ条件で EU への輸入が許可されている場合に限る）のいずれかから入手されている必要があります。

乳製品または卵製品のみを含む常温保存可能な混合食品は、以下の動物衛生上の規則を遵守することを条件として、EU に輸入することができます。

(a) 乳製品が、委員会委任規則（EU）2020/692 の附属書 XXVII のリストに掲載されているリスク軽減処理を受けていない場合（実施規則（EU）2021/404 の附属書 XVII のリストに掲載されている第三国を原産地とする場合）、当該混合食品は、生乳の EU への輸入が認められている第三国（委員会実施規則（EU）2021/404 の附属書 XVII のリストに掲載されている国）を原産地としなければなりません。

(b) 乳製品が、牛乳の原産地の種に関して、委員会委任規則（EU）2020/692 の附属書 XXVII の A 列または B 列に掲載されているリスク軽減処理を受けている場合（実施規則（EU）2021/404 の附属書 XVIII のリストに掲載されている第三国を原産地と

Copyright(C) 2026 JETRO. All rights reserved.

する場合)、当該混合食品は当該処理の対象となる乳製品の EU への輸入が認められている第三国（実施規則 （EU）2021/404 附属書の XVIII のリストに掲載されている国）を原産地としなければなりません。

(c) 乳製品が、牛乳の原産地の種にかかわらず、委任規則（EU）2020/692 の附属書 XXVII の B 列に掲載されている処理と、少なくとも同等の処理を受けている場合（実施規則（EU）2021/404 の附属書 XVIII のリストに掲載されている第三国を原産地とする場合)、当該混合食品は、生乳または乳製品の EU への輸入が認められている国としては掲載されていないが、規則（EU）2017/625 に従って、肉製品、卵製品または水産物のいずれかの EU への輸入が認められている国として掲載されている第三国を原産地とすることができます。

(d) 卵製品が、委任規則（EU）2020/692 の附属書 XXVIII に掲載されているものと同等のリスク軽減処理を受けている場合（実施規則（EU）2021/404 の附属書 XIX のリストに掲載されている第三国を原産地とする場合)、当該混合食品は、卵製品の EU への輸入が認められている国としては掲載されていないが、規則（EU）2017/625 に従って、肉製品、乳製品または水産物のいずれかの EU への輸入が認められている国として掲載されている第三国を原産地とすることができます。

2.11. 私の国は、EU 認定施設から調達した動物性加工済原料で作られた肉を含む常温保存可能な混合食品を輸出したいと考えています。この混合食品を EU に輸出するには、他に何が必要ですか？

肉製品を含む常温保存可能な混合食品は、それらの混合食品に含まれる肉製品に関して EU への輸入を許可されている第三国由来のものである場合にのみ EU に輸入することができます。

混合食品に含まれる肉製品は、公衆衛生要件だけでなく、委員会委任規則（EU）2020/692 に規定されている動物由来製品の EU への輸入に関するすべての動物衛生要件も満たす必要があります。動物性加工済原料の原産国である第三国は、ゼラチン、コラーゲンまたは高度精製品を除き、対象となる動物種に関して承認された薬理的活性物質、農薬および汚染物質の管理計画を有するとともに、委員会実施規則（EU）2021/405 の附属書 I のリストに掲載されている必要があります。

2.12. 私の混合食品は、その製品を EU に輸出する資格のある別の第三国から調達した動物性加工済原料で作られています。私の国は承認された残留物質モニタリング計画を有する必要がありますか？

はい。当該混合食品を製造する第三国は、ゼラチン、コラーゲンまたは高度精製品を除き[5]、当該混合食品に含まれる動物性加工済原料の由来となった動物種/商品のそれぞれ

[5] 【ジェトロ注釈】原文では「except for gelatine, collagen or highly refined products」とされていますが、2026 年 9 月 8 日版では「when applicable in accordance with Article 5 of Delegated Regulation (EU) 2022/2292」と表現が変更になっています。

Copyright(C) 2026 JETRO. All rights reserved.

について、委員会実施規則（EU）2021/405 の附属書 I のリストに掲載されていなければなりません。

2.13. 動物由来の食品添加物は動物性加工済原料ですか？また、当該食品添加物を植物製品に使用することで混合食品となる場合がありますか？

はい。

ただし、欧州議会および理事会規則（EC）No 1332/2008、（EC）No 1333/2008 または（EC）No 1334/2008 に従って、最終的な混合食品に含まれるすべての動物性加工済原料が当該混合食品の対象範囲内にあり、常温保存可能な混合食品に使用される場合には、第三国および残留物質管理計画に関して規則（EU）2022/2292[6]に定められている条件は、当該混合食品には適用されません。

2.14. 食品用のラノリンの製造に関して、EU 認定施設は存在しません。混合食品に使用する、ラノリン由来のビタミン D をどのように調達すれば良いでしょうか？

規則（EC）No 853/2004 の附属書 III にラノリンに関する特定の要件が定められていないため、ラノリンに関する EU 認定施設のリストはありません。このため、ラノリンから得られるビタミン D は、EU 域内または小型反芻動物由来の「その他の動物由来製品」の輸入に関して、残留物質に関する事項も含めてリストアップされている第三国のどの施設からでも調達することができます。[7]

2.15. 混合食品に使用しているウシの脱繊維血液由来のアルブミンは、肉製品と見なされますか？

はい。

2.16. 動物性加工済原料として、加工されたハチミツのみを含む製品（例：朝食シリアル）の要件は何でしょうか？

規則（EC）No 853/2004 の附属書 III にハチミツに関する特定の要件が規定されていない限り、委員会委任規則（EU）2022/2292 の第 20 条（2）（c）は、動物性加工済原料として加工されたハチミツのみを含む混合食品には適用されません。

ただし、加工されたハチミツを含む混合食品を生産する第三国は、委員会実施規則（EU）2021/405 の附属書 I に適宜掲載されなければなりません。

規則（EU）2022/2292 の第 13 条によれば、ハチミツおよび養蜂製品の貨物は、規則（EU）2017/625 の第 127 条（3）のポイント（e）の（ii）および（iii）に従って作成

[6] 【ジェトロ注釈】原文では、「Regulation（EC）2022/2292」ですが、本仮訳では、「規則（EU）2022/2292」としています。

[7] 【ジェトロ注釈】2026 年 9 月 8 日版では「In accordance with Section XVI of Annex III to Regulation (EU) No 853/2004, vitamin D, being a fat derivative, is considered a highly refined product (HRP) and therefore should be sourced from HRP establishments.」と記載が変更になっています。

Copyright(C) 2026 JETRO. All rights reserved.

され、最新の状態に保たれるリストに掲載されている施設から発送され、そこで取得または調製された場合に限り EU へ輸入できるものと定められています。

さらに、これらの混合食品を輸入する食品事業者は、規則（EC）No 853/2004 の第 6 条（4）に定められている要件を満たすものとします。

2.17. 植物由来の製品（例：朝食用シリアル）から作られ、動物性原料としてハチミツのみを含む食品の要件は何でしょうか？

天然ハチミツは、動物性加工済原料ではないため、得られる製品は混合食品ではなく、天然ハチミツを含む食品となります。公衆衛生の観点から適用される要件は、規則（EC）No 852/2004 に規定されています。朝食用シリアルに含まれる天然ハチミツには、委員会実施規則（EU）2020/2235 の附属書 III の第 45 章に定める様式に従った衛生証明書を添付するとともに、残留物質に関する委員会実施規則（EU）2011/405 の附属書 I で定められている要件を満たす必要があります。

さらに、規則（EU）2022/2292 の第 13 条では、ハチミツおよび養蜂製品の貨物は、規則（EU）2017/625 の第 127 条（3）のポイント（e）の（ii）および（iii）に従って作成され、最新の状態に保たれているリストに掲載されている施設から発送され、そこで取得または調製された場合に限り EU に輸入できるものと定められています。

2.18. マヨネーズなどの混合食品の一般的な原材料である乾燥卵黄を含む混合食品を輸入する際の適切な熱処理要件は何でしょうか？

卵製品に含まれる高病原性鳥インフルエンザウイルス（HPAI）を不活化するためのリスク軽減処理は、委員会委任規則（EU）2020/692 の附属書 XXVIII に規定されています。この附属書では、乾燥卵黄の処理については規定されていません。従って、乾燥卵黄を含む卵製品は、卵の採取日前の 30 日以内に、半径 10km 以内で HPAI の発生が確認されていない施設で飼育されている動物から得られた卵からのみ調製することができます。委員会実施規則（EU）2020/2235 の附属書 III の第 50 章および第 52 章にそれぞれ掲載されている証明書 COMP のオプション II.3.D.1 および証明書 TRANSIT-COMP のオプション II.1.C.1 を参照してください。

2.19. 私の混合食品には、唯一の動物性加工済原料としてビタミン D3 が含まれています。このような混合食品を EU に輸出するのに、どのような要件がありますか？

この混合食品を輸入する食品事業者は、混合食品に含まれるビタミン D3 に関して、規則（EC）No 853/2004 の第 6 条（4）に定められた要件を満たすものとします。

混合食品の原産国である第三国、薬理的活性物質、農薬および汚染物質の管理計画の義務および混合食品に付随する保証に関して、委員会委任規則（EU）2022/2292 に定められている要件は適用されません。

Copyright(C) 2026 JETRO. All rights reserved.

3. 混合食品の原産国に適用される要件

混合食品の原産国に適用される一般的な規則と要件は、次のように要約できます。

温度管理を要する混合食品は、混合食品に含まれるすべての動物性加工済原料に対して、動物衛生、公衆衛生および残留物質に関する関連法[8]において、EU への輸入が認められている第三国由来のものでなければなりません。

あらゆる量の初乳製品またはあらゆる量の肉製品を含む、常温保存可能な混合食品は、混合食品に含まれる初乳製品または肉製品の（肉製品中の残留物質モニタリングに関する事項を含む）、EU への輸入が認められている第三国を原産地とします[8]。

初乳製品または肉製品を含まない常温保存可能な混合食品は、肉製品、乳製品、水産物または卵製品のいずれかの（当該製品中の残留物質モニタリングに関する事項を含む）、EU への輸入が認められている第三国を原産地とします[8]。

欧州議会および理事会規則（EC）No 1332/2008、（EC）No 1333/2008 もしくは（EC）No 1334/2008 に従って、最終的な混合食品に含まれるすべての動物性加工済原料が常温保存可能な混合食品の対象範囲内にあり、当該混合食品に使用される場合、または唯一の動物性加工済原料がビタミン D3 である場合、当該混合食品の原産国である第三国について委員会委任規則（EU）2022/2292 に定められている要件は適用されません。

さらに残留物質モニタリングに関して、当該混合食品を製造する第三国は、当該混合食品に含まれる各動物性原料について委員会実施規則（EU）2021/405 の附属書 I のリストに掲載されなければなりません。ただし、ゼラチン、コラーゲンおよび高度精製品については、規則（EC）No 853/2004 の附属書 III の第 XVI 項のポイント 1 に掲載されています。既に委員会実施規則（EU）2021/405 の附属書 I のリストに掲載されている別の第三国から動物性加工済原料を調達する場合、当該混合食品が製造される第三国について、当該規則の附属書 I のリストに掲載されるために、欧州委員会に対してその意図を、書面により通知しなければなりません。掲載された後にのみ、第三国は当該混合食品を EU に輸出することができます。

欧州議会および理事会規則（EC）No 1332/2008、（EC）No 1333/2008 もしくは（EC）No 1334/2008 に従って、最終的な混合食品に含まれるすべての動物性加工済原料が常温保存可能な混合食品の対象範囲内にあり、当該混合食品に使用される場合、または唯一の動物性加工済原料がビタミン D3 である場合、当該混合食品の原産国である第三国、薬理的活性物質、農薬および汚染物質の管理計画を有する義務および当該混合食品に付随する保証に関する委員会委任規則（EU）2022/2292 によって定められている要件は適用されません。

さらに、いくつかの動物衛生規則は、特定の混合食品および特定の原材料に適用されます。

[8] 理事会指令 96/23/EC 第 29 条（OJ L 70、17.3.2011、p. 40）に従い第三国が提出した計画の承認に関する 2011 年 3 月 16 日付委員会決定 No 2011/163/EU

Copyright(C) 2026 JETRO. All rights reserved.

ゼラチン、コラーゲンまたは高度精製品以外の肉製品や初乳製品を含む混合食品と、常温保存となるように処理されていない乳製品または卵製品を含む混合食品は、それらの混合食品に含まれる特定の動物性原料の EU への輸入が許可された第三国に由来するものである場合にのみ EU への輸入が許可されます。さらに、そのような混合食品は、混合食品に含まれる動物性加工済原料が、委員会委任規則（EU）2020/692 に規定されている動物性原料の EU への輸入に関するすべての動物衛生要件を満たしている場合、かつそれら（動物性加工済原料）が次のいずれかで入手されている場合にのみ、EU への輸入が許可されます。

(1) 当該混合食品を製造する第三国リスト掲載国内

(2) EU 内

(3) 特定のリスク軽減処理を受けずにそれらの製品の EU へ輸入するためのリストに掲載されている第三国内（ただし、混合食品が製造される第三国または第三国の領域または地域も同じ条件で EU への輸入が認められている場合に限る）

乳製品または卵製品のみを含む常温保存可能な混合食品は、以下の動物衛生上の規則を遵守することを条件として、EU に輸入することができます。

(a) 乳製品が、委員会委任規則（EU）2020/692 の附属書 XXVII のリストに掲載されているリスク軽減処理を受けていない場合（実施規則（EU）2021/404 の附属書 XVII のリストに掲載されている第三国を原産地とする場合）、当該混合食品は、生乳の EU への輸入が認められている第三国（委員会実施規則（EU）2021/404 の附属書 XVII のリストに掲載されている国）を原産地としなければなりません。

(b) 乳製品が、牛乳の原産地の種に関して、委員会委任規則（EU）2020/692 の附属書 XXVII の A 列または B 列に掲載されているリスク軽減処理を受けている場合（実施規則（EU）2021/404 の附属書 XVIII のリストに掲載されている第三国を原産地とする場合）、当該混合食品は当該処理の対象となる乳製品の EU への輸入が認められている第三国（実施規則（EU）2021/404 の附属書 XVIII のリストに掲載されている国）を原産地としなければなりません。

(c) 乳製品が、牛乳の原産地の種にかかわらず、委任規則（EU）2020/692 の附属書 XXVII の B 列に掲載されている処理と、少なくとも同等の処理を受けている場合（実施規則（EU）2021/404 の附属書 XVIII のリストに掲載されている第三国を原産地とする場合）、当該混合食品は、生乳または乳製品の EU への輸入が認められている国としては掲載されていないが、規則（EU）2017/625 に従って、肉製品、卵製品または水産物のいずれかの EU への輸入が認められている国として掲載されている第三国を原産地とすることができます。

(d) 卵製品が、委任規則（EU）2020/692 の附属書 XXVIII に掲載されているものと同等のリスク軽減処理を受けている場合（実施規則（EU）2021/404 の附属書 XIX のリストに掲載されている第三国を原産地とする場合）、当該混合食品は、卵製品の EU への輸入が認められている国としては掲載されていないが、規則（EU）2017/625

Copyright(C) 2026 JETRO. All rights reserved.

に従って、肉製品、乳製品または水産物のいずれかの EU への輸入が認められている国として掲載されている第三国を原産地とすることができます。

3.1. 私の国は、EU 認定施設から調達した動物性加工済原料で作られた肉を含まない常温保存可能な混合食品を輸出したいと考えています。この混合食品を EU に輸出するには、他に何が必要ですか？

[9]このような混合食品は、EU 加盟国から調達された、または肉製品、乳製品、水産物または卵製品のいずれかについて、それぞれの残留物質の管理を含め、（動物衛生の理由から）EU への輸入が認められている第三国から調達された動物性加工済原料のみを使用できます。さらに、当該混合食品を製造する第三国は、当該混合食品に含まれる動物由来の種/商品について委員会実施規則（EU）2021/405 の附属書 I のリストにも掲載されなければなりません。ただし、コラーゲン、ゼラチンおよび高度精製品については、規則（EC）No 853/2004 の附属書 III の第 XVI 項のポイント 1 に掲載されています。

3.2. 私の国は、ハチミツを EU に輸出することのみ認められています。私は常温保存可能な混合食品を EU に輸出することができますか？

いいえ。肉製品または水産物または乳製品または卵製品の輸出について EU によって許可されている第三国のみが、肉を含まない常温保存可能な混合食品を EU に輸出することが許可されています。

ただし、常温保存可能な当該混合食品が唯一の動物性加工済原料として加工されたハチミツを含む場合、当該第三国は、当該 COMP[10]の原産地である第三国が薬理的活性物質、農薬および汚染物質の管理計画を有するものとして実施規則（EU）2021/405 の附属書 I のリストに掲載されている場合に限り、かかる常温保存可能な混合食品を EU に輸出することができます。混合食品を輸入する食品事業者は、かかる混合食品に含まれる動物性加工済原料（この場合は加工されたハチミツ）が規則（EC）853/2004 の第 6 条（4）要件を満たすようにすべきです。

3.3. 私の国は水産物を EU に輸出することを認められています。私は肉製品または初乳製品を含まない常温保存可能な混合食品を EU に輸出することができますか？

肉製品または初乳製品を含まない常温保存可能な混合食品は、肉製品、乳製品、水産物または卵製品のいずれかを EU に輸入することが認められており、承認された薬理的活性物質、農薬および汚染物質の管理計画を有し、対応する製品について委員会実施規則

[9] 【ジェトロ注釈】2026 年 9 月 8 日版では「The third country of origin of such composite product must be authorised for the entry into the European Union of either meat products or dairy products or fishery products or egg products. Furthermore, the third country manufacturing the composite product must also be listed for residues in Annex -I to Implementing Regulation (EU) 2021/405 for the species/commodity of animal origin present in your composite product, when applicable in accordance with Article 5 of Delegated Regulation (EU) 2022/2292. In addition, animal health rules apply to the processed product of animal origin contained in the composite product. The origin of the processed product of animal origin and the origin of the composite products must comply with the conditions explained in the introductory part of this Section 3.」と記載が変更になっています。

[10] 【ジェトロ注釈】原文での誤表記と思われますが、2026 年 9 月 8 日版では「that composite product」と訂正されています。

Copyright(C) 2026 JETRO. All rights reserved.

（EU）2021/405 の附属書 I のリストに掲載されている第三国を原産地としなければなりません。第三国が水産物に関して野生漁獲のみを認められているため、薬理的活性物質、農薬および汚染物質の管理計画が承認されておらず、その結果として規則（EU）2021/405 の附属書 I のリストに掲載されていない場合、当該第三国は当該混合食品を EU に輸出する資格がないことに留意してください。[11]

3.4. 私の国は水産物を EU に輸出することを認められています。私は肉を含む常温保存可能な混合食品を EU に輸出することができますか？

いいえ。肉製品を含む常温保存可能な混合食品は、混合食品に含まれる肉製品について、（該当する場合、残留物質の管理を含め）EU への輸入が認められた第三国に由来するものでなければなりません。

3.5. 私の国は肉製品を EU に輸出することを認められています。私は乳製品を含む温度管理を要する混合食品を EU に輸出することができますか？

いいえ。温度管理を要する混合食品は、混合食品に含まれる動物性加工済原料ごとに、動物衛生、公衆衛生、残留物質に関する関連法において、EU への輸入が認められている国に由来するものでなければなりません。

3.6. 私の混合食品に含まれる動物性加工済原料が EU 認定施設に由来するものである限り、どのような混合食品も EU に輸出できますか？

いいえ。追加の条件が適用されます。

混合食品が温度管理を要する場合、その生産国（第三国）は、混合食品に含まれる動物性加工済原料ごとに、EU への輸出が許可されていなければなりません。たとえば、冷凍ピザの場合、サラミ、アンチョビ、チーズは、それぞれ肉製品、水産物、乳製品の EU への輸出が許可されている第三国に由来するものでなければなりません。

混合食品が常温保存可能であり、肉製品を含まない場合、製造する第三国は、肉製品、水産物、乳製品または卵製品のいずれかの（当該製品の残留物質管理に関する事項を含む）、EU への輸出について掲載されなければなりません。さらに、当該混合食品を製造する施設が所在する第三国は、ゼラチン、コラーゲンまたは高度精製品を除き[12]、当該混合食品に含まれる動物性加工済原料の由来となった動物種/商品のそれぞれについて、委員会実施規則（EU）2021/405 の附属書 I のリストにも掲載されていなければなりません。

[11] 【ジェトロ注釈】2026 年 9 月 8 日版では「Furthermore, animal health rules apply to the processed product of animal origin contained in the composite product. The origin of the processed product of animal origin and the origin of the composite products must comply with the conditions explained in the introductory part of this Section」と追記されています。

3.

[12] 【ジェトロ注釈】2026 年 9 月 8 日版では、「except for gelatine, collagen or highly refined products」とされていましたが「when applicable in accordance with Article 5 of Delegated Regulation (EU) 2022/2292」と記載が変更になっています。

Copyright(C) 2026 JETRO. All rights reserved.

3.7. 第三国が EU 認定施設に由来する乳製品を使用してアイスクリームを製造する場合、2021 年 4 月 21 日以降にそのようなアイスクリームを輸出することはできますか？

はい。その第三国が（動物/公衆衛生および残留物質の観点から）EU への乳製品の輸出を認められている場合、アイスクリームを輸出することができます。

3.8 第三国が乳製品、水産物、または卵製品を EU に輸出することを認められている場合、最終的な混合食品に含まれる動物性加工済原料が EU 認定施設に由来するものであれば、この国は、この国が輸出を認められている動物性加工済原料に関係なく、常温保存可能な混合食品を EU に輸出する資格がありますか？

はい、EU への輸出を目的とした常温保存可能な混合食品が初乳製品または肉製品を含まないことを条件とします。初乳製品または肉製品を含む常温保存可能な混合食品の輸出は、混合食品を製造する第三国が、混合食品に含まれる初乳製品または肉製品を EU に輸出することを認められている場合にのみ許可されます。

ただし、常温保存可能な当該混合食品を製造する第三国が、水産養殖のための薬理的活性物質、農薬および汚染物質の管理計画を策定せずに、野生漁獲による水産物の輸出についてのみ許可されている場合、当該国から EU への当該混合食品の輸入は、当該混合食品に含まれる動物性加工済原料が野生漁獲による水産物である場合に限り認められます。[13]

3.9 私の国は混合食品を輸出したいと思っています。残留物質に関する要件は何ですか？

混合食品が製造される第三国は、これらの混合食品に含まれる動物性加工済原料の由来となる動物種（牛、羊、豚など）または原料品（牛乳、卵など）ごとに委員会実施規則（EU）2021/405 の附属書 I のリストに掲載されている必要があります。ただし、コラーゲン、ゼラチンおよび高度精製品については、規則（EC）No 853/2004 の附属書 III の第 XVI 項のポイント 1 に掲載されています。従って、混合食品に乳製品、卵製品、加工牛肉が含まれている場合、第三国は、ウシ亜科動物、牛乳、卵について承認された薬理的活性物質、農薬および汚染物質の管理計画を有するとともに、上記の委員会実施規則（EU）2021/405 の附属書 I のリストに掲載されるべきです。混合食品を製造する第三国は、動物性加工済原料が別の承認された第三国または EU 加盟国から調達されている場合でも、上記の規則（EU）2021/405 の附属書 I のリストに掲載される必要があります。その場合、当該混合食品を製造する第三国は、混合食品に含まれる商品/種について「O」、「Δ」、「P」を付して、附属書 I のリストに掲載されます。そのように掲載

[13] 【ジェトロ注釈】2026 年 9 月 8 日版では「Moreover, animal health rules apply to the processed product of animal origin contained in the composite product. The origin of the processed product of animal origin and the origin of the composite products must comply with the conditions explained in the introductory part of this Section 3.」が追記されました。

Copyright(C) 2026 JETRO. All rights reserved.

されるためには、当該第三国は、上記のように動物性加工済原料を他国から調達する意向を書面で欧州委員会に通知しなければなりません。

EU への輸入が許可される混合食品は、特定の動物由来の製品を EU に輸出することを認められている第三国由来のものでなければなりません。当該混合食品がもたらすリスクが高ければ高いほど、原産国に対する要件も多くなります。規則（EU）No 2022/2292 の第 20 条に明記されているとおり、第三国がある動物由来の製品を EU に輸出するための許可には、残留物質モニタリングを含む動物衛生および公衆衛生の両方の要件が含まれます。従って、残留物質についてのみ許可されているだけでは、あなたの国が混合食品を輸出するには不十分です。

3.10. 私の第三国は、水産物を EU に輸出することを認められた第三国のリストにあり、承認を受けた（水産養殖由来の）水産物の薬理的活性物質、農薬および汚染物質の管理計画を有していますが、乳製品/卵製品の管理計画はありません。私の第三国が、常温保存可能な混合食品に含まれる乳製品または卵製品を EU 加盟国または別のリスト掲載第三国の EU 認定施設から調達している場合、私の第三国はそのような混合食品を EU に輸出する資格がありますか？

はい。ただし、これらの混合食品に含まれる各動物性加工済原料について、あなたの国が委員会実施規則（EU）2021/405 の附属書 I のリストに掲載されている場合に限ります。委員会実施規則への掲載は、あなたの国がそれらの原料に対して薬理的活性物質、農薬および汚染物質の管理計画を有していること、または EU 加盟国またはそれらの商品に関して当該附属書 I に掲載されている第三国から、動物性加工済原料を調達することを意図していることを意味します。加工製品を他国から調達する場合、混合食品を製造する第三国は、「O」、「Δ」、「P」を付して、委員会実施規則（EU）2021/405 の附属書 I のリストにも掲載されるため、その意向を書面で委員会に通知する必要があります[14]。

3.11. EU が第三国で混合食品を製造している施設をリスト化する予定はありますか？

いいえ。混合食品を製造している第三国の施設は、管轄当局によって登録されるべきです。そのような施設は、管轄当局によって承認され、欧州委員会の貿易管理・専門家システム（TRACES）に登録されている必要はありません。ただし、混合食品に含まれる動物由来の製品を処理する施設は、EU の承認を受け、TRACES に登録されている必要があります。混合食品を製造している第三国の施設が動物性原料も加工している場合は、EU の承認を受け、TRACES に登録される必要があります。

3.12. 私の国で製造された常温保存可能な混合食品に含まれるすべての動物性加工済原料が、EU 加盟国、またはリスト掲載第三国にある EU 認定施設から調達されている場

[14] 【ジェトロ注釈】2026 年 9 月 8 日版では「Moreover, animal health rules apply to the processed product of animal origin contained in the composite product. The origin of the processed product of animal origin and the origin of the composite products must comply with the conditions explained in the introductory part of this Section 3.」が追記されました。

Copyright(C) 2026 JETRO. All rights reserved.

合、私の国も実施規則（EU）2021/405 の附属書Ⅰのリストに掲載されている必要がありますか？

はい。薬理的活性物質、農薬および汚染物質の残留をモニタリングする要件は維持されます。あなたの国が混合食品に含まれる動物由来の各原材料について承認された薬理的活性物質、農薬および汚染物質の管理計画を有していない場合（規則（EC）No 853/2004 の附属書 III の第 XVI 項のポイント 1 に掲載されているコラーゲン、ゼラチンおよび高度精製品は除く[15]）、EU 加盟国あるいは（対象となる種/商品について動物衛生および残留物質の両方の観点から）EU への輸出が許可されたその他の第三国から、そのような原材料を調達することは引き続き可能です。そのような原材料は、これらの第三国の EU 認定施設に由来するものでなければなりません。そのように掲載されるためには、あなたの国は、上記のように動物性加工済原料を他国から調達する意向を書面で欧州委員会に通知しなければなりません。その場合、あなたの国は、混合食品に含まれる商品/種について「O」、「Δ」、「P」を付して、委員会実施規則（EU）2021/405 の附属書Ⅰのリストに掲載されるまで、混合食品を輸出することができません。

3.13. 私の国が別の国から動物性加工済原料の調達を許可されたものとして、委員会実施規則（EU）2021/405 の附属書Ⅰのリストに掲載されるための手順はどのようなものですか？

あなたの国は、そのような記載を求める書面を欧州委員会に送付する必要があります。

3.14. EU は、混合食品を EU に輸出することを認められた第三国の特定のリストを作成しますか？

はい。ただし、手続きには時間を要します。リストの作成されるまでに求められる要件は、混合食品の性質（常温保存性と肉製品および初乳製品含有の有無）および混合食品に含まれる動物性加工済原料の EU への輸入を許可された国の既存のリストに基づきます。

3.15 私の国が、どの原料品についても委員会実施規則（EU）2021/405 の附属書Ⅰのリストに掲載されていない場合、かかる規則に既に掲載されている他の第三国から動物性加工済原料を含む混合食品を輸出することができますか？

いいえ。

3.16. 私の国は、実施規則（EU）2021/405 の附属書Ⅰに、牛乳に関して「〇」として掲載されています。私の国は、乳製品を含む温度管理を要する混合食品を EU に輸出できますか？

いいえ。第 20.2 条（a）によれば、温度管理を要する混合食品を EU に輸出する第三国は、混合食品に含まれるそれぞれの動物性加工済原料を EU に輸入することが認められ

[15] 【ジェトロ注釈】2026 年 9 月 8 日版では「except for gelatine, collagen or highly refined products」とされていましたが「when applicable in accordance with Article 5 of Delegated Regulation (EU) 2022/2292」と記載が変更になっています。

Copyright(C) 2026 JETRO. All rights reserved.

ている必要があります。従ってこの場合、原産国は実施規則（EU）2021/404 および/または実施規則（EU）2021/405 ならび実施規則（EU）2021/405（承認された薬理的活性物質、農薬および汚染物質の管理計画）の附属書 I に乳製品に関して記載されなければならず、牛乳は「×」で示す必要があります。

Copyright(C) 2026 JETRO. All rights reserved.

4. EU への輸入時に混合食品に添付する証明書等

4.1. 肉製品を含まない常温保存可能な混合食品には、常に自己宣誓書が必要ですか？宣誓書を定期的に添付することは可能ですか？

EU に輸入される、初乳製品または肉製品を含まない常温保存可能な混合食品については、反芻動物の骨由来のものではないゼラチン、コラーゲンまたは高度精製品を除き、すべての貨物に自己宣誓書を添付しなければなりません。

常温保存可能な混合食品が、規則（EC）853/2004 の附属書 III に特定の要件がない動物性加工済原料を含む場合、当該混合食品は、規則（EC）853/2004 の第 6 条（4）に定められている要件を満たすものとします。

4.2. 混合食品に添付する文書には誰が署名する必要がありますか？

動物衛生/公的証明書が必要な混合食品の場合、動物衛生要件に関しては公的獣医師が署名する必要があり、公衆衛生要件に関しては認証担当者が署名する必要があります。

自己宣誓書は、輸入食品事業者の代表者が署名する必要があります。

4.3. 肉製品を含まない常温保存可能な混合食品に添付する自己宣誓書を誰が検査しますか？この検査はどこで行われますか？

肉製品も初乳製品も含まない常温保存可能な混合食品の検査は、当該混合食品が低リスクであると規則（EU）2021/630 に掲載されている場合を除き、EU への入域時に EU 国境管理所で実施されます。低リスク混合食品の場合、EU 加盟国の管轄当局は国ごとの管理計画に基づき、仕向地、自由流通開始地点、または貨物に責任を有する事業者の倉庫または施設で、その管理/検査を実施することができます。

4.4. 混合食品に添付する自己宣誓書がない場合の罰則は何ですか？

EU に輸入する際に EU 規則に違反した場合、EU 加盟国の管轄当局は、規則（EU）2017/625 の第 66 条に従って貨物を公的に留置しなければなりません。

4.5. 実施規則（EU）2020/2235 は、混合食品の EU への輸入に関する動物衛生/公的証明書の様式を定めています。生鮮肉（または肉の調製品）を含み、加工動物製品を含まない温度管理を要する混合食品の場合、どのように認証されるべきですか？

生鮮肉を含む製品は混合食品ではありません。従って、混合食品の証明書はそのような場合には使用されません。上記の例では、生鮮肉または肉の調製品に関する証明書が貨物に添付されている必要があります。

4.6. ゼラチンを含む常温保存可能な混合食品を EU に輸出したいと考えています。製品にはどのような衛生証明書を添付する必要がありますか？

反芻動物の骨由来のものではないゼラチン、コラーゲンまたは高度精製品以外の初乳製品または肉製品を含む常温保存可能な混合食品は、特に動物衛生リスクに関する保証を示すために、動物衛生/公的証明書を添付しなければいけません。

Copyright(C) 2026 JETRO. All rights reserved.

しかし、常温保存可能な混合食品に肉製品の原材料として反芻動物の骨由来のものではないゼラチンのみ含まれている場合には、委員会実施規則（EU）2020/2235の附属書Vに掲載されている自己宣誓書で十分です。これは、コラーゲンや肉由来の高度精製品にも当てはまります。

4.7. 私の国は、ゼラチン（またはコラーゲンまたは高度精製品）および他の肉製品を含み温度管理を要する混合食品を EU に輸出したいと考えています。この場合、どの証明書が必要ですか？

温度管理を要する混合食品には、委員会実施規則（EU）2020/2235の附属書IIIの第50章に定める様式に従った動物衛生/公的証明書を必ず添付しなければなりません。この証明書は、混合食品が製造されている第三国の管轄当局によって署名されている必要があります。この証明書により、管轄当局は公衆衛生、動物衛生および残留物質に関する保証を証明します。

4.8. 私の国は、規則（EU）2021/630 に掲載されている混合食品を EU に輸出しています。この場合、どのような証明書等を添付しなければなりませんか？

規則（EU）2021/630 に掲載された混合食品は、国境管理所での公的管理が免除されますが、EU 規則に定められたすべての輸入条件と要件を満たす必要があり、自己宣誓書を添付する必要があります。製品および添付された自己宣誓書の検査は、仕向地、自由流通開始地点、または倉庫や事業者の施設で、EU 加盟国の管轄当局によって実施される場合があります。

4.9. 自己宣誓書は TRACES システムにアップロードする必要がありますか？

アップロードする必要はありませんが、国境管理を要する場合、国境管理所で書類を提示する代わりに TRACES にアップロードすることは可能です。

4.10. 自己宣誓書は国境管理所において書類として提供する必要がありますか？

はい、国境管理所での公的管理の対象となる混合食品について、自己宣誓書が欧州委員会の貿易管理・専門家システム（TRACES）にアップロードされていなければ、書類として提供する必要があります。ただし、原本を国境管理所に提出する必要はありません。規則（EU）No 2017/625 の第 89 条および第 91 条に規定される公的証明書または公的証書ではないため、自己宣誓書の写しを共通衛生入域書（CHED）のパート 1 とともに TRACES にアップロードすることができます。

国境管理所での公的管理が免除される混合食品の場合、自己宣誓書は市場に出す際に製品に添付しなければなりません。

4.11. 自己宣誓書は電子署名で署名することが可能ですか？

いいえ、自己宣誓書への電子署名は認められません。署名された宣誓書のスキャンデータは欧州委員会の貿易管理・専門家システム（TRACES）にアップロードすることができますが、特定の証明書のように TRACES 上で電子的に署名することはできません。

Copyright(C) 2026 JETRO. All rights reserved.

4.12. 自己宣誓書において、牛乳を製造する牧場が EU 内に所在する場合でも、牧場の識別コードを記載する必要がありますか？

いいえ、必要ありません。加工施設のみ記載する必要があります。

4.13. 自己宣誓書を必要とする混合食品について、混合食品に含まれる乳製品原材料の公的証明書により、自己宣誓書を補う必要がありますか？

いいえ、その必要はありません。自己宣誓書が十分な証明となります。

4.14. ゼラチンを含む混合食品には公的証明書が必要ですか？

必ずしも必要はありません。混合食品が常温保存可能でゼラチン、コラーゲン、肉由来の高度精製品以外の肉製品を含まない場合、公的証明書は不要です。自己宣誓書が十分な証明となります。ただし、ゼラチンまたはコラーゲンが反芻動物の骨に由来する場合は、規則（EC）999/2001 の TSE 規定に従った証明書を自己宣誓書に添付するべきです。この証明書は、規則（EU）2020/2235 の第 41 章および第 42 章に掲載されています。

4.15. 知的財産保護という観点で、混合食品に含まれる原材料の割合に関する情報を自己宣誓書にまとめて記載することは可能ですか？

はい。例えば、すべての乳製品原材料の割合をまとめたり、すべての植物由来製品の割合をまとめたりして記載することができます。同じ分類に属する原材料のみ、まとめて記載することができます。

4.16. 自己宣誓書は製品ごとに必要ですか？貨物ごとに必要ですか？

各種証明書と同様な手続きが必要となります。法規に規定されているとおり、必要となる情報が製品に添付されている必要があります。自己宣誓書は貨物のまとまりごとに添付されなければなりません。

4.17. ある混合食品が混合食品のみから製造されている場合、原料となる混合食品を自己宣誓書に記載する必要がありますか？

最終製品が規則（EU）2022/2292 の第 20 条に従って混合食品となる場合、最終製品である混合食品を製造するための原材料として使用されている動物性加工済原料の由来に関する詳細情報が記載された自己宣誓書を添付する必要があります。

4.18. 私の混合食品は常温保存可能で肉製品を含みません。また、低リスク食品としてリストに掲載されています。動物衛生リスクが適切な低減措置により対応されていることを担保する証明書を提示する必要がありますか？

いいえ、その必要はありません。自己宣誓書は特にそのような処置に関して十分な証明となります。

Copyright(C) 2026 JETRO. All rights reserved.

4.19. 混合食品の商用サンプルや展示品、試食用に輸入された商用サンプル、動物性加工済原料を含む実験用サンプルについて、第三国から EU に輸入/輸出する際の義務は何ですか？自己宣誓書は貨物ごとに必要ですか？

規則（EU）2022/2292 は、製品分析および品質試験のための市販されないサンプルとして人が消費することを意図した物品には適用されません。この場合、自己宣誓書は必要ありません。

4.20. 常温保存可能で肉類を含まない、CN コード 1806 に分類されるチョコレート菓子で、EU で製造されて第三国に輸出され、そこで保管されたのちに EU に再輸出されるものは、自己宣誓書のみが必要になるということでよいでしょうか？

はい。

4.21. 動物性精製油脂を含む混合食品に公的証明書を要求することは正しいでしょうか？

はい、動物性精製油脂は、肉製品です。

4.22. 積替えされる混合食品にも自己宣誓書や証明書が必要ですか？例えば、第三国からの混合食品が EU の税関管理下にある倉庫に保管された後、EU 加盟国のどの国でも流通/販売されずに第三国に再輸出されるような場合です。

いいえ。

当該混合食品が EU 市場に入ることはないため、混合食品の EU への輸入に適用される規制の対象とはならず、当然、証明書を添付する必要はありません。

しかし、動物衛生上の理由から、常温保存可能でないか、または常温保存可能であっても初乳製品や肉製品（ゼラチン、コラーゲンまたは高度精製品を除く）を含む混合食品には、一定の保証を付さなければなりません。これらの混合食品には、委員会実施規則（EU）2020/2235 の附属書 III の第 52 章に掲載されている TRANSIT-COMP の様式に従った証明書を使用する必要があります。

4.23. 国境管理所での検査が免除される混合食品の場合、いつまで自己宣誓書を保管する必要がありますか？

自己宣誓書は、混合食品の賞味期限が終わるまで保管しなければなりません。

4.24. 自己宣誓書に署名する食品輸入事業者の代表者は、EU 域内で法的に設立されている必要がありますか？

はい。その必要があります。

4.25. ウシ/ブタのゼラチンを含む菓子類は、自己宣誓書が必要ですか？

Copyright(C) 2026 JETRO. All rights reserved.

はい[16]、その菓子類が肉製品としてゼラチンのみを含む常温保存可能な混合食品である場合は、自己宣誓書が必要です。ゼラチンが反芻動物の骨に由来する場合は、TSEに関する規則（EC）999/2001 に従った証明書を自己宣誓書に添付するべきです。この証明書は、規則（EU）2020/2235 の第 41 章に掲載されています。

4.26. 委員会委任規則（EU）2021/630 で国境管理が免除されている混合食品および消費者に直接送付される混合食品は、自己宣誓書が必要ですか？

規則（EU）2021/630 により、国境管理所での検査を免除された混合食品は、市販される際に自己宣誓書の添付が必要です。

市販することを意図しておらず、規則（EU）2019/2122 の第 10 条の要件を満たす自然人に送られる混合食品の小口貨物には、自己宣誓書の添付は必要ありません。

4.27. 輸出前に様々な混合食品を混ぜて同一パッケージにして輸出しています。混合食品ごとに異なる宣誓書を作成する必要がありますか？

はい。複数の混合食品を同一梱包に入れている場合、各混合食品に対して 1 つの自己宣誓書を提出しなければなりません。

しかし、様々な CN コードを持つ様々な混合食品は、それらがすべて自己宣誓書によって提供される同一の情報を参照し、特にそれらがすべて同一の保証を満たしている場合には、同一の自己宣誓書に記入することができます。自己宣誓書が複数の混合食品を対象とする場合、I.27 欄の商品説明とポイント 4（原材料リスト）とポイント 5（認定施設リスト）の記述は、各混合食品について明確かつ個別に記載されなければなりません。

4.28. 常温保存可能な混合食品の貨物が分割され、異なる EU 加盟国に配送される場合、自己宣誓書は異なるロットごとに添付すべきでしょうか？また、自己宣誓書は、出荷先の EU 加盟国の言語に翻訳されるべきでしょうか？

自己宣誓書の原本は、自己宣誓書に記載された最初の輸入者が保管する必要があります。自己宣誓書の写しは、仕向地の EU 加盟国の言語に翻訳せず、別のロットに添付することが可能です。輸入者は、いかなる場合でも、EU 域内でのトレーサビリティーを確保しなければなりません。

4.29. 車両のナンバープレートや船舶の詳細は、自己宣誓書に記入するよう求められていますか？

はい。

委員会実施規則（EU）2020/2235 の附属書 V に掲載されている自己宣誓書様式によると、I.15 欄には、輸送手段（例：航空機、鉄道、船舶、道路車両）の名称を記入しなければならず、I.19 欄には、コンテナ番号を記入しなければなりません。従って、例えば、

Copyright(C) 2026 JETRO. All rights reserved.

フェリー以外の海上輸送の場合は、自己宣誓書には船名とコンテナ番号の両方の記入が必要であり、また共通衛生入域書（CHED）のパート１にも記入が必要です。

4.30. 混合食品を製造している施設が EU 認定を受ける必要がない場合、温度管理が必要な混合食品に添付される証明書の 1.11 欄にはどのように記入すればよいでしょうか？

施設が認定/リストに掲載される必要がない場合、登録番号の記載は任意であり、証明書様式の該当箇所は空欄でかまいません。

4.31. EU に入域する、または EU を通過する予定の混合食品に添付しなければならない証明書のパートⅠのI.27欄「貨物の詳細」には、関連して何が記載されることになっていますか？

I.27欄には、CNコード、包装の種類、包装数、正味重量、バッチ番号（ある場合）、最終消費者（製品がすでに最終消費者向けに包装されている場合にはボックスにチェックをつける）、該当する場合には生産者の認定番号、および輸出前の中間保冷施設の住所と認定番号（ある場合）が必要です。残りの部分はすべて任意です。

また、証明書が様々な製品を対象としている場合は、情報を複数行に分けて記載する必要があります（製品ごとに１行）。

Copyright(C) 2026 JETRO. All rights reserved.

5. 国境での管理

5.1. EU 輸入時に公的管理の対象となる混合食品はどれですか？

委員会実施規則（EU）2021/632 の附属書に掲載されているすべての混合食品は、国境管理所での公的管理の対象となります。リスクが低く、委員会委任規則（EU）2021/630 のリストに記載されている混合食品は、仕向地、自由流通開始地点、または貨物に責任を有する事業者の倉庫または敷地での検査の対象となります。

5.2. EU 国境での公的管理が免除となる混合食品のリストは更新されますか？

はい。欧州委員会は、委員会委任規則（EU）2021/630 に掲載される、公的管理が免除となる混合食品のリストを変更することができます。

5.3. 自己宣誓書を添付する必要のあるすべての混合食品は、国境での公的管理が免除されていますか？

いいえ。委員会委任規則（EU）2021/630 のリストに掲載されている混合食品のみが、EU 国境での検査を免除されます。このような混合食品については、仕向地、EU 内の自由流通開始地点、または貨物に責任を有する事業者の倉庫または敷地で管理を実施することができます。

5.4. 質問を削除しました。

5.5. 肉類を含まない常温保存可能な混合食品の国境における検査の頻度はどの程度になりますか？

すべての混合食品に対して文書検査は強制的に実施されます。同一性検査および現物検査は、委員会実施規則（EU）2019/2129 に定められた頻度で実施されます。

Copyright(C) 2026 JETRO. All rights reserved.

EUへの混合食品の輸入Q&A（仮訳）
2026年10月作成

日本貿易振興機構（ジェトロ）農林水産食品部　市場開拓課
〒107-6006　東京都港区赤坂1-12-32
Tel.　03-3582-5186

禁無断転載

Copyright(C) 2026 JETRO. All rights reserved.